

広島県教育委員会教育長告示第三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によって、広島県立歴史博物館の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成二十一年三月五日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

委託事務	委託を受けた者		委託をした年月日 (委託期間)
	名称	住所	
広島県立歴史博物館設置条例（平成元年広島県条例第二十三号）第五条第一項に規定する入館料の徴収事務（広島県立歴史博物館が開催する特別の展示の前売特別入館券販売によるものに限る。）	有限会社勉強堂	福山市熊野町乙二五一番地の二	平成二十二年二月六日 (平成二十二年二月六日～平成二十二年三月三十一日)